

平成 29 年度 山北町農業委員会第 7 回総会 会議録				
召 集 年 月 日	平成 29 年 10 月 25 日 (水)			
召 集 場 所	山北町役場防災対策室			
開 ・ 閉 会 日 時	開会	平成 29 年 10 月 25 日 午後 1 時 30 分		
	閉会	平成 29 年 10 月 25 日 午後 3 時 00 分		
応 (不 応) 招 委 員 及び出席並びに欠席委員 出 席 12 名 欠 席 0 名 (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名		出欠等の別
	1 番	高杉 光男		○
	2 番	杉本 正光		○
	3 番	小瀬 純一		○
	4 番	小瀬 宏彰		○
	5 番	岡部 光雄		○
	6 番	藪田 源一		○
	7 番	深野 良文		○
	8 番	遠藤 隆雄		○
	9 番	青木 敏夫		○
	10 番	加藤 進		○
	11 番	岩本 公治		○
	12 番	関 千代治		○
会議録署名委員	6 番	藪田 源一	7 番	深野 良文
出席した事務局	事務局長	事務局員	松田、中戸川	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会 議 経 過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第7回総会会議録

平成29年10月25日

1 開会 関 会 長

2 議事録署名委員 6番 藪田 源一 委員 7番 深野 良文 委員

3 報告

議長 : それでは報告事項として、事務局から引き続き農業経営を行っている旨の証明書について事務局から説明願います。

事務局 : 1ページをお願いします。9月26日付で証明願いがあり、10月6日付で証明書を発行しましたのでご報告いたします。

2ページが対象地一覧となっており、合計で1594.72㎡でございます。3～4ページに位置図を用意しております。5ページからは10月4日に遠藤委員と現地確認をしてきた状況の写真になります。写真のとおり、キウイや梅等の畑が、非常によく管理されている状況を確認いたしました。

以上、問題なく耕作されていると判断し、証明書を発行いたしました。

議長 : 地元の委員から何かありますか。

遠藤委員 : 事務局の説明のとおりです。

4 その他

議長 : その他ということで何かありますか。

事務局 : 平成29年10月13日付けで、山北町長から農業委員長あてに山北農業振興地域整備計画の変更に係る意見について意見照会がなされていますので、これについてご説明させていただきます。

この計画変更については、内容が多岐にわたっており資料の分量も多くなっていますので、今回の総会では変更内容のご説明をさせていただき、次回の総会で農業委員会としての意見を集約させていただきたいと思っております。

別綴じの資料をご覧ください。内容としましては、町が策定している農業振興地域整備計画について、県営大野山牧場の廃止や、新東名高速道路の整備に伴い、整備計画において農用地区域に指定しているこれらの敷地において、農用地以外としての利用が計画されていることから、農用地区域の指定を外すなどの見直しを行うものです。

この整備計画を見直すにあたっては、法令により農業委員会の意見を聞くこととされていますので、今回、町長から農業委員会に意見照会がなされているものです。

見直しの内容については、変更概要に記載しておりますが、今回の見直しでは、公共事業等の敷地になっている農用地について農用地区域から除外するほか、整備計画書本文の記載内容を見直すこととしています。

今回の見直しでは、農用地区域への編入はございませんが、農用地区域への編入については、今年2月の総会においてご協議いただいた峰集落の農地の編入については、国の中山間等直接支払制度を活用して農地を維持することで、国から交付金を受けられるよう編入手続きが完了していますので、今回の見直しでは編入案件はございません。

今回見直すこととなる農用地区域からの除外案件につきましては、大きく分けて4

種類ございまして、ひとつは、周辺農地を含めた農地の団地規模が小規模であるものについて、農用地区域の設定基準を満たさないものであることから除外を行うものです。

2つ目は、農業の近代化等による条件改善を図ることが困難である土地について農用地区域からの除外を行うもので、県営大野山牧場跡地について農用地区域から除外を行うものです。

3つ目は、公共施設用地として使用されている土地について除外を行うものです。

具体的には、道路の拡幅により道路となった土地や、電力会社の鉄塔敷地・携帯電話会社の電波塔敷地について除外を行うものです。

本来、農用地区域に指定されている農用地については、指定を解除した後でないとは転用ができないものですが、公共事業のうち法令で定められたものについては、農用地の指定を解除する前に工事を行うことができることとなっており、今回、整備計画の見直しのために行った基礎調査により事業が実施された土地が特定できたことから、今回の見直しで農用地区域からの除外を行うものです。

4つ目は、農業上の土地利用を進める具体的な見通しのない山林や原野について除外を行うものです。これらの土地については、登記上の地目も現況も山林・原野などになっており、今後も農用地として活用される見込みがないことから、農用地区域から除外を行うものです。

なお、農用地区域に含めるべき土地については、法律（農振法第10条第3項）によって集団的に存在する農地や、地域の特性に即した農業の振興を図るために必要な農地などについて、農用地区域に指定しなければならないとされているものですが、町の整備計画の見直しをするにあたっては、神奈川県のご指導により、農用地区域の設定基準を定めることとされていますので、町の設定基準を資料の65ページにある形で定めることとしたいと考えております。

農用地区域に含めるべき土地については、65ページ中段に記載しておりまして、法令で農用地区域に含めるべき土地とされているものについて、設定基準として記載しています。

なお、1の(1)の「集団的農地」については、山北町では従来から2ha以上のまとまりのある農地を農用地区域として設定していますので、原則として2ha以上のまとまりの農地を農用地区域として設定することとなります。

農用地区域に含めない土地については、65ページ下段以降に記載していますが、こちらは県が示している農用地区域の設定基準の作成例に基づき設定しています。

整備計画書本文については、国のガイドラインにより、農用地区域を定める農用地利用計画のほか、農業生産基盤の開発計画や農用地の保全計画など、農業振興のための各種計画を定めることとなっておりまして、今回の整備計画見直しでは、整備が完了した事業や、現在の状況に即した記載内容に修正するなどの変更を行う予定です。

従前の計画からの変更内容については、お配りした資料の51ページから63ページまでの新旧対照表が分かりやすいと思いますので、ご参照ください。

51ページからの新旧対照表では、右側に従前の整備計画の内容を記載しており、

左側が今回の見直し後の内容となっております。

変更の内容としましては、まず、第1の「地域の振興方向」の項目について、他の項目において同じ趣旨の記載があることから、項目自体を削除することとします。

次に、第2の「農用地利用計画」の項目については、文章の流れを重視した語句の修正をするほか、数値等について現在の状況に即した時点修正を行います。

ページをおめくりいただきまして、資料54ページの上部にある「用途区分の構想」の項目については、山北地区について現在普及促進を進めているオリーブ栽培についての記載を追加するほか、清水共和地区については、シルバー人材センターによるお茶の作業受委託の事業が進められていますので、作業受委託についての記載を追加します。

次に、第3の「農業生産基盤の整備開発計画」の項目について、語句の見直しを行うほか、資料55ページの右側の従前の計画において県営大野山牧場の整備についての記載がありましたが、県営牧場は平成27年度末をもって廃止されているため、記載を削除します。また、農業生産基盤開発計画として55ページ右側の表に位置付けられていた各種事業について、既に整備が完了しているものや事業を実施する見通しが無いものについて表から削除します。

次に、資料56ページの第4の「農用地等の保全計画」については、現在、町内のいくつかの地区で集落協定を締結して国庫補助を活用した農用地の保全活動が行われているほか、農作業受委託の体制整備が行われていますので、現状に即した内容に記載を見直します。

次に、資料57ページの「農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」についてですが、町では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を作成し、安定的な経営体の指標を定めていますので、その内容をこの整備計画に盛り込むなどの修正を行います。

次に、資料59ページの「農業近代化施設の整備計画」についてですが、現在、町内ではオリーブ栽培の普及促進の取り組みが進められているところですが、オリーブを商品として販売するためには、加工することが必須となりますので、将来的な加工施設の整備の方向性について記載するなどの修正を行います。

また、59ページ下部にある農業近代化施設の整備計画の表については、現在、具体的な施設整備の計画はありませんので、表を削除することとします。

次に資料60ページの「農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」については、新規就農者に対する農地中間管理機構を活用した農地の紹介や、県の農業技術センターや農協と連携した技術・経営面での指導を記載するなどの修正を行います。

次に資料61ページの「農業従事者の安定的な就業の促進計画」については、語句の見直しを行うほか、農業以外の他産業への就業状況について整備計画に記載することとします。

最後に資料62ページの「生活環境施設の整備計画」については、語句の見直しを行うほか、62ページ右側中段にある「生活環境施設の整備計画」の表に記載されている事業については、事業が完了しているため表から削除します。

第 10 の付図については、今回の整備計画書の見直し内容に即して図面修正を行うこととし、お手元の資料を戻っていただきまして資料の 50 ページと 51 ページの間に修正後の図面を付けておりますので、ご参照ください。

資料 50 ページの次のページにある付図 1 号は、町内の農用地区域に指定されている土地を着色し、農用地区域の分布を示す図面となります。

次のページの付図 2 号は、整備計画書本文中に記載している「農業生産基盤整備開発計画」に位置付けられている事業について、その位置を示す図面となっています。

整備計画書の変更内容は以上となりますが、今回の整備計画の見直しは、大幅な変更内容となっていますので、今月の総会では変更内容のご説明をさせていただく場とし、次回の総会においてご意見を伺うこととさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

深野委員 : 事務局の説明の中で計画の見直しにあたって基礎調査を行ったとのことだが、基礎調査とはどのような調査を行ったのか。また、平成 19 年度に行われた農道整備事業の除外案件があるが、何故今になって見直すのか教えてもらいたい。

ところで、資料の 65 ページに農用地区域の設定基準があるが、この資料は今回の見直し後の内容となっており、従前の基準の内容が記載されておらず、どのように変わっているのかが分からないので、変更前の基準と変更後の基準を対比したものがあれば分かりやすいと思う。

事務局 : 基礎調査については、整備計画に関する基礎調査として、おおむね 5 年ごとに行うと法律上決められているもので、調査内容としては、農用地等の面積や、土地利用の状況・人口規模など、法令で定められている事項に関する調査を行うものです。

また、平成 19 年度に行われた農道整備事業に関して、今回の計画見直しで除外を行う理由ですが、本来、おおむね 5 年ごとに行う基礎調査により、公共事業等により農用地区域内農地の転用が行われた農用地を把握し、除外手続きを行っていくことが望ましいところですが、山北町では平成 16 年に総合的な計画見直しを行って以来、総合的な計画見直しを行うことができていなかったため、今回の総合的な見直しの中で、既に転用されている公共事業用地等について整理させていただきたいと考えています。

農用地区域の設定基準については、変更前の基準と変更後の基準を対比した新旧対照表を作成し、後日、各委員に郵送させていただきたいと思っております。

高杉委員 : 県営大野山牧場跡地について、標高や傾斜等により近代化を図ることが困難な土地ということで除外するとの説明があったが、標高が高いところであっても作れる作物がある中で、何故除外することが可能なのか確認したい。

事務局 : ご指摘のとおり標高が高いところで作れる作物もありますので、標高を理由として農用地区域から除外を行うことはできないものですが、当該地については、牧場として土地を借りていた神奈川県が、各地権者の今後の土地利用の意向を確認して土地利用計画を作成しており、この計画の中で跡地利用として各地権者による植林や、町による観光的利用が計画されており、農用地として維持することも困難であるため除外を行うものです。

議長 : 他に何かありますか。なければ各委員には資料を持ち帰っていただき、次回の総会でご意見があれば出していただければと思います。

その他ということで他に何かありますか。

事務局 : 農業委員会改選のスケジュールについて現況を報告します。資料7ページをご覧ください。現在関係規則等を整備しながら募集の準備を進めているところです。また、選考委員会の人選についても同時に進めているところです。

議長 : 他に何かありますか。

事務局 : 農地中間管理機構の駐在員について説明します。10月5日に開催された足柄上郡の連合会幹事会が開催され県から説明があったものです。

現在機構では駐在員という機構の臨時職員の選任を急いでおり、それを県西地域で1人出せないかという相談が県にあったそうです。しかし県西地域を1人で網羅することは不可能であるため、それを足柄上郡、下郡から1人ずつ出そうということになったが、県職OBや農協をあたったが断られてしまったため、上郡の農業委員会に打診があったものです。下郡ではこの10月から1人選任されたそうです。

主な業務は中間管理事業を活用する場合の現地確認や契約に際し、機構の担当と一緒に行動することです。そのため車を出していただく必要があり、報酬や交通費は支給されるということです。その他、地域の情報収集等、推進委員と業務内容は重複する部分があります。

幹事会で議論し、上郡連合会で1年間ごとの持ち回りとし、当番の農業委員会から1人出すという案が出ましたが、どうでしょうか。ご意見等あればお願いします。

小瀬(純)委員 : 筋としてまずは機構が人を探すべきでないのか。農業委員会は機構の下部組織ではないのに筋違いだ。

関会長 : 業務の内容からしても、広い地域をカバーしているJAの相談員がベストではないか。

事務局 : いただいた意見を上連合事務局へ伝えます。

議長 : 他に何かありますか。なければ、次回の総会は11月27日13時30分ということでどうでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : それでは次回総会は11月27日13時30分ということでお願いします。

6 閉会

関会長 : これで第7回農業委員会総会を閉会します。(15時00分)